

**中央教育審議会教育振興基本計画特別部会
に対する意見書**

平成 19 年 12 月 5 日

全国都道府県教育長協議会

はじめに

我々を取り巻く社会は、「計画策定に当たっての基本的考え方」にも記載のとおり、複雑かつ多様な課題を抱えており、その解決とわが国の持続的な発展のために果たす教育の役割は、大変大きなものがある。

そのため、教育の機会均等と教育水準の維持向上を保障する教育振興基本計画の策定に、地方の教育行政に携わる者として、大きな期待を寄せているところである。

そうした立場から、以下、この度出された「検討に当たっての基本的な考え方(案)」及び「重点的に取り組むべき事項について(案)」に対し意見を述べたい。

なお、今回の意見照会では、貴会における審議の状況が示されているのみであり、分野別の施策や数値目標等が示されていない。国の教育振興基本計画は、各都道府県が策定・実施している教育に関する計画や施策に影響を与えることから、今後取り組むべき具体的な方策を含めた計画の全体像を示した上で、再度、意見表明の機会を設けるよう要望する。

さらに、計画策定に当たっては、学校などの現場の実態を十分踏まえたものとするとともに、地方分権の趣旨に沿った、地方の自主性・自立性の尊重及び国と地方の適切な役割分担並びにそれに必要な財源保障をその基本的視点に捉えられたい。

「検討に当たっての基本的な考え方について（案）」について

1．計画策定に当たっての基本的考え方

- 「我が国教育の成果と現状の課題」について、「社会の成熟化」と様々な課題との因果関係や「従来とは質の異なる困難な課題」並びに「新たな価値」とは具体的にどのようなものなのか等の点について具体的に説明していただきたい。
- 「社会における責任ある立場の者の規範意識や倫理観の低下」、「社会を構成する個人一人一人に、自ら果たすべき責任の自覚や正義感、志などが欠けるようになってきている」等の記述は重要である。
- 現在、企業の雇用形態の変化と合わせて、子どもたちの勤労観・職業観の希薄化が大きな課題となっている。「フリーター」や「ニート」という言葉も生み出されており、わが国の持続的な発展にとって大きな問題であることから、現状や課題の中に記載を願いたい。
- 外国人の子どもが年々増加していることから、母語の多様化への対応や日本語指導の充実など、一部の地域では学校教育の大きな課題となっていることも併せて明記していただきたい。
- 教育の使命の中で、教育関係者として、国、地方公共団体、学校、保護者、地域住民とともに、企業が位置づけられ、自らも教育に責任を共有するものとして打ち出されたことは大変意義のあるものである。なお、自立して生涯を切り拓いていく力とともに、自然や人、社会などの環境と調和しながら、共に生きていく力を身につけさせることを明記してもらいたい。

2．今後求められる教育施策の基本的方向

- 「施策の基本的方向」を示すのであれば、理念的・一般論的な記述に留まらず、「国は今後10年間に何をどのようにしていくのか」という強い意思や方針を地方分権の視点も踏まえて明確に示されたい。

- 「(1) 今後 10 年間に予想される社会の変化」として、「サービス産業化が更に進展する」とあるが、「サービス産業化」という言葉の概念が一般に定着を見ていない状況にあり、その表記と以下の内容との関係性が分かりづらいので丁寧な記述が望まれる。
- 学校・家庭・地域の三者の「連携協力の仕組みを構築し、一体となって教育に取り組む」ことは、今日の教育問題の多くが、これまでの社会の有り様を反映したものであり、保護者や教職員はもとより、地域の大人たち全てに突き付けられた大きな課題であることから、今後の重要な方向と考える。
- において、企業の役割を明記すべきである。
- 、 においては、校種別の記述となっているが、校種間の接続の問題についても触れられることが望まれる。特に高等学校での教育内容は、大学での教育内容についての検討を踏まえながら、高校生にとって最低限必要な知識・技能と教養とは何か、という観点から検討していただきたい。
- 学習指導要領改訂に向けた「審議のまとめ」(11 月 7 日公表) では、新しい学習指導要領においても、「生きる力」をはぐくむという理念はますます重要であるとされ、その理念を実現するため、必要性や内容について教育関係者・保護者・社会との間で、十分共通理解を図ることが大切であるとされたところである。したがって、今後の基本的方向の中にも、知識基盤社会において求められる変化に対応する能力として、「生きる力」を育成することが大切であることを、より明確になる形で記載願いたい。
- 知・徳・体の調和のとれた人づくりは大変重要な視点であり、「豊かな心と健やかな体の育成」は、「規範意識の向上」や「健康的な生活習慣の形成」、「いじめ・不登校」、「体育」、「食育」等、非常に重要な問題の解釈につながるものであるため、一括りにするのではなく、更に丁寧な記述が望まれる。
- 「安全・安心」が耐震化など施設整備に限定されているように見受けられるが、子どもの安全を守る環境の整備や安全教育の取組など広い意味での安全確保を含めた内容とすることが望まれる。

- 今後の教育施策の基本的方向の中で、優秀な教員を養成・確保すること、子どもと向き合う時間を確保することについて触れるべきである。特に、今後、教員の大量退職を迎える中、教育を最前線で支える教員の確保は最重要課題である。

「重点的に取り組むべき事項について（案）」について

1 社会全体で教育の向上に取り組む

「(1) 学校・家庭・地域の連携協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる」について

- 取り組むべき項目の中に「企業等と教育関係者の相互理解・連携・協力の拡大」が掲げられており、企業等の役割とそれに対する政府の取組を明らかにしたことの意義は大きい。その旨を、タイトルや前文においても生かし、「学校・家庭・地域・企業等の連携協力」とすることが適切と考える。

■ コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の設置促進

- コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）については、保護者の持つ権限や地域住民を代表する委員の選考など、依然として制度的に検証すべき課題が多い。よって現時点で本制度の設置促進を盛り込むべきではない。

■ 放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動の場づくり

- 放課後や週末等の子どもたちの活動の場づくりについては、文部科学省と厚生労働省の事業が併存し、それぞれ補助の対象・要件等が異なるため、教育現場では運営の不合理や煩雑化等を招いている。こうした取組は、まさに地方の実情に応じた取組が確保されるべき性格のものであり、両事業を財源を含めて地方へ移譲する方向を打ち出すべきである。

なお、子どもたちの遊びや体験の場については、都市部と地方等、地域の実情に応じた仕組みづくりが必要である。

■ 青少年を有害環境から守るための取組の充実

- 顕在化している問題の深刻さを考えれば、ネットワークやコンテンツの提供側（企業等）との連携協力体制とともに企業責任の明確化や法的規制の検討も含めて言及すべきである。

■ 企業等と教育関係者の相互理解・連携・協力の拡大

- 地域の連帯感の希薄化などの状況から従業員がPTAなどの地域活動に参加しやすい環境づくりだけでなく、職場での家庭教育に関する学習機会の実施などの家庭教育支援への関わりが期待されているため、「学校や地域での教育活動に対する支援」を「学校や家庭、地域での教育活動に対する支援」に改めるべきである。
- 幼児期の教育、家庭教育力の回復等の緊急性・重要性に鑑み、労働者が家庭教育や学校教育に主体的に取り組むことのできる雇用環境整備について、労働行政と連携して法制面からの検討を言及すべきである。
また、企業の営利追求活動により教育環境を悪化させている部分の存在にも触れ、企業が社会的・教育的責任を含めて活動することの必要性について言及すべきである。

「(2) 家庭の教育力を向上させる」について

- 乳幼児期からの家庭教育は、子どもの望ましい生活習慣や技能の習得、及び社会性、思いやり、規範意識などの心の成長のために極めて重要な役割を果たすものであり、その重要性について社会全体に再認識させることが必要である。また、家庭の教育力を高めるための支援により、保護者自身の意識や社会性、モラルの向上等を図ることも必要であり、すべての親が自信とともに自覚と責任をもって子育てができるような環境を整えたい。こうした意味から、家庭の教育力向上に向けて、社会全体からの強力なバックアップが求められる旨、強調するべきである。

■子育てに関する学習機会の提供など家庭の教育力の向上に向けた総合的な取組の充実

- 家庭教育の自主性を尊重しつつも、すべての家庭への実効性ある支援とするためには、国としてどのように取り組んでいくのか明記すべきである。

■幼稚園等を活用した子育て支援の充実

- 「子育て支援に携わる者の専門的な知識や技能を向上させるための研修を

実施する」旨を明記するべきである。

「(3) 人材育成に関する社会のニーズに応える」について

■地域の人材や民間の力も活用したキャリア教育・産業教育、ものづくりなど実践的教育の充実

- キャリア教育とは、子どもたち一人一人の勤労観、職業観を育てる教育であることから、「子どもたちの勤労観や社会性を養い、」を「子どもたちの勤労観・職業観や社会性を養い、」に改めるべきである。
- キャリア教育等については、学習意欲の低下等が課題となる中で、子どもたち自身の生活や将来、あるいはその舞台となる地域社会等との関わりの中で、学ぶ意味・意義を考えるという点で重要な方向と考える。

ただし、例えば「総合的な学習の時間」などと同様、他の教科・領域等との関連性や、教育活動全体の中での位置づけなどが明確になされなければ、教育現場においても効果的な活用が進まないものと考えられることから、各論ごとの議論ではなく、教育課程全体の在り様という観点からも十分に協議・検討すべきである。

「(4) いつでもどこでも学べる環境をつくる」について

- 本計画はわが国の教育を振興する基本計画であるため、文化・芸術、文化財はもとより、他省庁所管の子育て支援やまちづくりなども含む、広範な分野を対象とすべきと考える。社会教育施設の機能充実に関しても、図書館、博物館、公民館に限定することなく、スポーツ関係施設や美術館、文化施設、情報センター等にも言及する必要がある。
- 社会教育の振興に当たり、行政は、国民の自発的・主体的な学習・文化活動が活発に展開されるよう、社会教育施設の機能充実だけでなく、社会教育主事などの専門的人材を一層活用しつつ、国民の様々なニーズに対応する多様な学習・文化活動の機会を積極的に提供することや活動の主体となる個人・団体の育成を支援することなどが重要な取組になるものとする。このため、「ICTの活用を含む多様な学習・文化活動の機会の総合的な提供を行う。また活動の中核となる個人・団体の育成を支援する」旨を追記するべ

きである。

■地域の課題解決、住民の学習活動、個人の自律を支援する図書館・博物館の機能の充実

- 住民にとって身近な「地域の知の拠点」である図書館や地域の自然や文化等に関する資料を収蔵展示する博物館の質量両面における充実が図られるべきであり、先進的な事例の普及や研修の充実等を通じ、知への興味関心を高めるイベントの実施や司書・学芸員の配置などの取組を促し、その質の向上を促すとともに、国民の参画の増進に取り組むことが重要である。

■地域の自立支援のための学習やボランティア活動の促進

- 趣旨に異論はないが、地域の自立支援というよりも、地域の教育機能充実に向けた支援という表現の方が適切である。

■「学び直し」の機会の充実と学習成果を社会で生かすための仕組みづくり

- 大学等の受け皿を整えるだけでなく、働きながら学ぶための時間確保などの環境づくりが必要であること、また、社会への還元や社会からの評価を必ずしも伴わない、個人の自己実現を目的とした学びも大切であることから、「働きながら学ぶことができ、学習成果が適切に評価されるよう、企業・団体等の環境整備を促す」ことと、「個人の生きがいや自己実現を目的とする学習や研究活動の機会についても充実を図る」ことを追記するべきである。

2 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる

- 「2」の柱は、知・徳・体の「生きる力」を育むことと理解されるが、明確でない。「生きる力」が10年に一度とされる学習指導要領において変わらず重視されるなら、5年計画の基本計画でも明示されるべきである。

「(1) 知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」を確立する」について

■学習指導要領の改訂と着実な実施

- 学習指導要領について、「その運用について常に見直しを行う。」とあるが、「必要に応じて見直す」など適切な表現に修正すべきである。
- 知識基盤社会等の社会・経済の変化の中で、～の基本的な教育観・学力観に関わる部分については、同意できるところである。
しかしながら、より重要な点は、これらが単に学習指導要領に定められることのみでなく、その方向が教育現場の個々の教師に必要感や必然性などをもって真に理解され、共通認識となっていくことであり、「なぜそうなのか」などの現場の疑問に対して、地方のみでなく、文部科学省自身もより丁寧な説明を継続的に行い、また、その具体的な処方箋なども示しながら、実効性ある取組となることを期待する。

■総合的な学力向上策の実施

- 国際理解教育の充実について、各学校段階における外国語指導助手の拡大について追記すべきである。

■全国学力・学習状況調査の継続実施とその結果を活用した学校改善への支援

- 全国学力・学習状況調査は、実施状況や成果等を踏まえつつ、必要な改善・見直しを行いつつ実施するべきである。
また、学力調査結果の分析・検証、課題がみられる学校の改善等については、体制や方法を含め、市町村を中心とする地方（設置者）の自主的取組を最大限に尊重すべきである。

■学力向上に向けた条件整備（追加項目）

- 知識・技能の定着や活用、外国語教育の充実を図るためには、少人数や習熟度別授業、ネイティブ・スピーカーによる外国語指導が可能となるよう、必要な教員を配置するなどの条件整備が必要である。

「(2) 規範意識を養い、豊かな心と健やかな体をつくる」について

- (2) に示された項目について、すべて学校教育にゆだねることは学校が多忙化を招くことになりかねない。内容や時間配分にはバランスが重要であり、それぞれの教育を充実させるためには、地域や外部人材との連携のための支援措置を講じる必要がある。

■ 伝統・文化に関する教育の充実

- 改正教育基本法の「教育の目標」の記述との整合を図るため、「我が国や郷土の伝統・文化を受け止め」を「我が国や郷土の伝統・文化を尊重し」に改めるべきである。
- 改正教育基本法の「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する」は、伝統や文化に触れさせれば継承・発展できるものではない。同時に、日本の地理や歴史を正しく理解しなければ、「国際社会を生きる日本人の育成」に象徴されるように、日本の伝統や文化を受け止め、社会の責任ある一員として生きる自覚を促すことはできない。「学力の確立」とは別に、日本の地理や歴史教育の充実を謳うべきである。

■ 職業観・勤労観や知識・技能をはぐくむ教育（キャリア教育・職業教育）の充実

- キャリア教育のねらいは、子どもたちの勤労観・職業観を育成することであることから、「子どもたちの勤労観や社会性を養い、」を「子どもたちの勤労観・職業観や社会性を養い、」に改めるべきである。
- 中学校での職場体験などについては、経済団体に協力を求めるだけでなく、受け入れ先としての中小企業や個人事業所に対する、関係省庁との連携による支援策等についてもふれる必要がある。

■ 体験活動・読書活動等の充実

- 読書活動の充実を図るためには、読書習慣の確立に向けた家庭の役割が大きいことから、「学校、家庭、地域を通じた読書活動の一層の充実を図る」ことを追記すべきである。
- 体験活動・読書活動等は、社会性、規範意識を育てるだけでなく、情操や探求心をも育てることから、「命を大切にする心や他を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てる」を「命を大切にする心や他者を思いやる優しさ、感動する心、社会性、規範意識、未知なるものへの探究心などを育てる」と改めるべきである。

■子どもの体力向上に向けた総合的な方策の充実

- 「運動部活動を始めとする学校体育や地域におけるスポーツ活動を振興する」を、「運動部活動を含む学校体育を充実させるとともに、地域におけるスポーツ活動を振興する」に改めるべきである。
- 子どもの体力向上は、運動部活動を含む学校体育のみならず、地域におけるスポーツクラブや家庭などでも一体となって進めるべきものであることを明記すべきである。
- 部活動については、運動・文化両面で、その教育的意義とともに課題も踏まえ、学校教育への明確な位置付けについて検討する必要がある。
- 校庭の芝生化については、望ましいと考えるが、芝生の維持管理のための継続的な財政支援が必要である。

■食育の推進、地域の医療機関等との連携による心身の健康づくり

- 学校教育における食育の充実の重要性から、「栄養教諭を中核とした学校・家庭・地域の連携による」を、「栄養教諭を中核に、学校の教育活動全体を通して食に関する指導の充実を図るとともに、学校・家庭・地域の連携による」に改めるべきである。
- 食育だけでなく、子どもの生活習慣改善などの健康教育への取組について追加していただきたい。

■人権教育の推進（項目追加）

- 人権に関する知的理解と人権尊重の精神の涵養を図るため、指導内容・指導方法等を研究・開発するとともに、人権感覚を磨き、実際の行動に結びつく実践力や行動力を育成する人権教育を推進する必要がある。

「(3) 優秀な教員を養成・確保するとともに、一人一人の子どもに教員が向き合える環境をつくる」について

■優れた教員を確保するための優遇措置の維持及びメリハリある給与体系の実現

- 部活動の位置づけを明確にし、教職員に適切な手当が支払われるようにする必要がある。

■教育課題に対応するために必要な教職員定数の措置等

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の外部人材の活用は、生徒のストレスを和らげ、心のゆとりを持てるような環境が整備され、学校の教育相談体制及び生徒指導体制の充実に資することから、教職員の負担軽減という観点に留まらず、非常に有効であると考える。

一方、「地域住民が事務等について学校を支援する取組を支援する」については、直接学校の事務を行うような誤解を生じるため「学校運営を支援する」に改めるべきである。

■教員免許更新制の円滑な実施

- 免許更新制については、制度そのものに対する継続的な評価・検証が必要であり、その旨を盛り込むべきである。

「(4) 教育委員会の活動の充実に促進するとともに、学校の組織運営体制を確立し、学校教育を充実させる」について

■教育委員会の責任体制の明確化及び体制の充実

- 地方分権の下、各教育委員会は自らの責任と裁量において地方教育行政を運営し、地域住民への説明責任を果たすべきものである。よって、教育委員会に対する国の関与は研修と情報提供にとどめるべきである。

■新しい職の設置等による学校の組織運営の改善

- 各教育委員会は、法定された新しい職を活用しつつ、自らの責任の下に、学校運営の改善を進めていくべきものである。国は各教育委員会の取組を促すとともに、必要な教職員定数の措置を行う必要がある。

■学校評価の推進とその結果に基づく学校運営の改善

- 学校評価について法定された上は、各学校が自ら地域住民への説明責任を果たすべく努力するとともに、各教育委員会がそのための環境整備を行うべきものである。よって、国の関与は、学校評価システムの研究や情報提供による支援にとどめるべきである。

■コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の設置促進（再掲）

（再掲）

「(5) 幼児期における教育を充実する」について

■認定こども園の活用促進

- 認定こども園は、財政上のメリットがないという理由から活用が進まない状況にあり、活用促進のインセンティブになるような手法を講じる必要がある。

■幼児教育全体の質の向上

- 幼稚園、保育所の区別なく、「就学前教育」として充実した保育及び教育

が受けられるような体制を構築する必要がある。

「(6) 特別なニーズに対応した教育を充実する」について

- 冒頭の「幼稚園、・・・知識技能を授ける」は特別支援学校の目的であり、小学校や中学校のことを考慮すると別の表記がよいと考えられるため、「障害のある幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向け、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び支援を行う特別支援教育を充実する」に改めるべきである。
- 「(6) 特別なニーズに対応した教育を充実する」において、特別支援教育と外国人児童生徒等の教育の充実が並記されているが、「あわせて、外国人児童生徒など、特別なニーズを有する者に対応した教育への支援を充実する。」を削除し、項目を別に立てて記載すべきである。

■特別支援教育の充実

- 「就職率の改善のための取組への支援を充実する」を「就職率の改善へ向けた取組への支援を充実する」に、また、「交流及び共同学習等の一層の充実を促す」を「交流及び共同学習等を一層充実する」に改めるべきである。
- 「一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援を行うための」を「一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び支援を行うための」に改めるべきである。
- 特別支援学校については、地域の特別支援教育のセンターとしての機能の充実についても記載するべきである。

■外国人児童生徒等の教育及び海外子女教育の充実

- 外国人児童生徒等の教育及び海外子女教育は、特別なニーズに対応した教育とは別である。「(7) 外国人児童生徒等の教育及び海外子女教育を充実する」として項目を立てるべきである。

- 外国人児童生徒は依然として増加傾向にあるため、外国人児童生徒等の指導にあたる教員定数の増員も必要である。また、外国人を雇用している企業に対し、子どもの就学促進の取組を強く要請する必要がある。
- 外国人児童生徒の問題は、昨今外国人労働者の問題と密接に関わっており、関係省庁との連携や雇用者である企業への支援要請などを加えるべきである。

3 教養の厚みを備えた知性あふれる人間を養成し、社会の発展を支える

「(1) 社会の信頼に応える学士課程教育等を実現する」について

■高等学校と大学との接続の円滑化

- 「大学入試が高校現場に大きな影響を与えているという実態を踏まえ、大学入試が高校段階の学習成果を適切に評価できるものとなるよう、高校と大学が連携をして改善を図る」のように、大学入試の改善が必要である点を強調すべきである。

4 安全・安心で質の高い教育環境を整備する

「(1) 安全・安心な教育環境を実現する」について

■学校施設等の耐震化や施設環境の改善・充実

- 「学習内容・方法」を「教育内容・方法」とすべき。(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律による「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」の語句と合わせる)
- また、老朽施設の解消、バリアフリー化などの施設環境の改善・充実の観点の中に、少子化に対応した学校の再編・整備に伴う改築・解体も含めるべきである。

「(2) 質の高い教育を支える環境を整備する」について

- 教育環境が施設・設備のみを指すのであれば、原案で問題ないが、一人一人の生徒に向き合うことのできる、質の高い教育の実現を目指すのであれば、少人数編成などの教育環境の人的側面にも言及する必要がある。

■教材の整備充実

- 教材が何を指すかが不明瞭である。学校が備える備品や教具を指すのか、教員が開発する自主教材の充実なのか、明確にする必要がある。

■学校の情報化の充実

- ハードウェアやブロードバンド回線などのインフラの整備は未だ不十分であり、これらの環境の充実なしには、学校の情報化は困難である。へき地等のインフラの整備が進んでいない状況において、教育の機会均等の理念から、インフラの整備は国として責任を持って行う旨、環境整備に伴う財源確保についても明記すべきである。
- 校内において、ＩＣＴ活用授業等をサポートする支援員、また、ネットワークシステムを管理する人材の配置など、実習助手的な人的支援は学校の情報化には必須である。

■教育に関する研究成果等の蓄積・活用

- ４（２）において、質の高い教育を支える環境整備のための研究だけでなく、その重要性を明示すべきである。

「(4) 教育費負担を軽減する」について

意見なし